

令和3年6月22日

告示

- 一. 当財団は、本日JBCルール第15条、JBC倫理規定第2条、第5条及びJBC制裁規定第2条第1号に基づき、金子ボクシングジム(以下「金子ジム」という)所属ボクサーである藤井貴博(ライセンスNo.38445)選手を嚴重注意処分とする。

理由： 同選手は、令和3年6月21日、タイトルマッチに出場の際、入れ墨を隠す塗布物が剥がれ落ち、左腕の入れ墨が露出したまま試合を続行した。このことはJBCルール第95条2号に抵触するものであり、当財団は藤井貴博選手を嚴重注意処分とする。

- 二. 当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC倫理規定第2条及びJBC制裁規定第2条第2項1号に基づき、金子ジムの金子健太郎(ライセンスNo.16705)クラブオーナーを嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、金子健太郎氏が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション